

- ①「わからない」54件(44.3%)、②「他法人の福祉施設等」23件(18.9%)、
③「自宅」18件(14.8%)
- (5) 受け入れやすくするために必要な事
 - ①「専門職の配置」259件(18.5%)、②「法務省との連携強化による新規事業の立ち上げ」252件(18.0%)、③「特別加算等の何らかの加算がある」217件(15.5%)

4. 調査結果（記述回答）

- (1) 現在の状況（集計者による分類）
 - ①「受け入れ先の福祉施設等利用」124件(64.6%)、②「自宅・アパート」17件(8.9%)、③「他法人施設利用」13件(6.8%)
- (2) 支援プログラム（集計者による分類）
 - ①「個別支援計画・プログラム作成」9件、②「カウンセリング」8件、③「個別の見守り支援」7件

(2) モデル事業としての実践的取り組み（福祉サービス利用までの環境整備）

○研究計画に基づく麓刑務所（鳥栖市）及び中津少年学院からの実践的受け入れとその検証

1. 麓刑務所（鳥栖市）との実践的取り組み

- ・平成19年3月23日の合同支援会議において、支援対象者を決定する。その後、平成19年5月11日、平成19年7月20日、平成19年10月16日、平成20年1月24日の計4回の合同支援会議を実施。
- ・今年度においては、社会福祉法人南高愛隣会での受け入れ2名、地元の福祉機関への橋渡し支援1名。現在1名の方を地元の福祉機関へ橋渡し支援を継続中。
- ・平成19年10月16日実施の合同支援会議において、麓刑務所より新たに支援対象者の提示を受け、平成20年度2名を社会福祉法人南高愛隣会で受け入れ、1名を地元の福祉機関へ橋渡し支援を行う予定。

(1) 療育手帳を所持していない方の支援の流れ

- ・出身地での生活を希望されたため、福祉サービスを受けるために療育手帳の新規申請を目指す。申請には18歳までに知的に障がいがあったと推認される資料が必要とのことで、保護観察所、地元の生活支援センター等に協力を依頼するが有力な情報を得られず。出所までに申請することが出来なかった。
- ・福祉サービスの申請も何らかの障がいがあることを示す手帳がないため、出所までに申請出来なかった。
- ・精神障害者保健福祉手帳の申請を目指し、麓刑務所指定医に診断書を作成していただく。記入のポイントについては分類統括と打合せを行う。
- ・平成19年5月14日 刑終了のため出所。今回は療育手帳及び福祉サービス

申請等に関する準備が整わなかったため、ご本人の同意の下、一旦は南高愛隣会で受け入れとなる。出所後、ご本人と出身地へ赴き、偶然親族より証言をいただくことが出来たため、その日のうちに療育手帳の申請を行い、取得に至る。

(2) 療育手帳所持している方の支援の流れ

- ・療育手帳の再判定申請、福祉サービスの申請、障害基礎年金申請を受刑中に行うことが出来た。そのうち、療育手帳の再判定及び福祉サービス認定調査については、出身地の担当者が麓刑務所に来訪されて行い、ご本人の同意を得て南高愛隣会職員も同席する。
- ・障害基礎年金申請用の診断書及び福祉サービス申請用の医師の意見書作成においては、麓刑務所指定医に協力を依頼した。
- ・障害基礎年金申請用の書類については、ご本人の障がいの状況、特性等を詳しく記述する必要あり、麓刑務所より情報提供いただきながら綿密に打合せを行い作成した。
- ・家庭訪問を実施し、ご本人の成育歴、ご家族の思いを伺う。
- ・平成19年9月5日 仮釈放。福祉サービスを受ける準備が整っていたため、出所後すぐに福祉サービスを受給することが出来ている。

(3) 地元の福祉機関への橋渡し支援の流れ

- ・援護の実施市町村及び障害者地域生活支援センターへ協力を依頼。南高愛隣会との三者でケース会議を開き、出所後の支援の流れについて統一を図る。
- ・ご本人が高齢であるため、療育手帳の取得ではなく、精神障害者保健福祉手帳（てんかん）の申請を行い、麓刑務所指定医が診断書を作成する。
- ・平成19年6月29日 刑終了のため出所。麓刑務所より地元まで同行し、ご本人を交えて、高齢福祉担当、障害福祉担当、障害者地域生活支援センター、南高愛隣会が共同で今後の支援について協議し、地元の市町村、障害者地域生活支援センターへ支援を引き継ぐ。（現在も支援は継続中である。）

2. 中津少年学院との実践的取り組み

今年度は受け入れ対象者が挙がって来なかったため、具体的な取り組みには至らず。20年度に相談予定。

○ 市町村行政等を巻き込んだ合同支援会議の開催（地方版会議の確立）

- ・今年度は合同支援会議という形では市町村行政等の参加呼びかけに至らず。麓刑務所は、九州全域、山口等から収容しているため、援護の実施市町村も広範囲に広がっている。そのため、市町村によっては遠方となり、参加は難しいと思われる。しかし、南高愛隣会より各市町村へ赴き今後の支援についての協議を実施した。

- ・ 麓刑務所との合同支援会議については、モデル事業を進めていく上で個人情報をもどのように取り扱うかという問題が生じたため、どうすれば福祉につながるために個人情報を有効に活用できるか、また取扱いの方法について協議した。
- ・ モデル事業としての支援を進める間に生じた問題を合同支援会議に持ち寄り、解決策を探ったため、会議を重ねるごとに連携がうまく取れるようになった。

(3) 社会福祉法人南高愛隣会における罪を犯した障害者の地域移行に向けた個別支援計画の確立と検証

- ・ モデル事業にて受け入れている方の個別支援計画を作成し、困難な点が生じる毎にサービス調整会議を実施し、見直しを重ねるとともに、1名の方は、月1回保護司の面接を行っている。
- ・ 精神科医（法人理事）の協力の下、薬物依存及び薬物依存者への対応方法等について職員研修を実施した。

D. 考察

本年度、「全国の障がい者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある障がい者の実態調査」について、アンケート調査を実施した。その結果、全国 2,350 法人中 1,100 法人から回答、回答率は 46.8%。134 法人 147 施設が 239 名を受け入れていた。

またこの調査で、厚生労働科学研究でのモデル事業（受け入れ実践）において、浮かび上がった問題点に客観性があるかどうかを検証した。検証の結果、おおよそ共通の問題点があり、しかも深刻な状況にあることが判明した。

こうした調査結果やモデル事業の実践的取り組みから浮かび上がった課題を次の通りまとめた。

- ・ 矯正施設と福祉施設をつなぐ役割を担う機関の設置
- ・ 療育手帳取得要件の全国統一及び交付基準の緩和
- ・ 障害認定区分の見直し
- ・ 特別加算の必要性
- ・ 措置制度の弾力的運用について
- ・ 受刑者に関する矯正施設又は保護観察所等が持つ個人情報の福祉行政への法的有効活用について（療育手帳取得申請書類として）

これらを整備していくと共に地域で受け止める力や再犯を防止する支援の必要性を感じた。

以下アンケート結果からの考察である。

○ 罪を犯した知的障害者は中度・軽度の障害の者が多い

罪を犯した障害者に関する調査は、平成 18 年に日本知的障害者福祉協会が行った『入所更生施設の利用者と支援に関する実態調査報告書』がある。これは入所更生施設に特化しており、知的障害者施設を対象にした調査としては初めてのものになる。

第一に注目すべきは、個別事例では指摘されてきた、罪を犯した障害者は軽度や中度の者が多いという事を裏付ける調査結果である。

療育手帳の等級にもとづくと、軽度と中度は全体の 82.6%が、障害程度区分では 50.4%が中度及び軽度の障害者と診断されていることが分かる。

彼らは「社会適応性」において極めて重い障害を持つと云えるが、この認定項目は現在の

「障害認定区分」には含まれていない。それゆえに、必要な福祉サービスと提供できる福祉サービスのミスマッチを生んでおり、受け入れる施設側の経済的負担となっている。

受け入れ相談を受けた施設の「受け入れやすくするために必要な事」の回答では、「障害認定区分が高く判定される」が、上位の項目とほぼ同じ割合である 11.8% 選択されている。同相談を受けた事がない施設が、6.8% しか選択していないことと比較すると、2 番目に多く選択されている「特別加算等の何らかの加算がある」と合わせた、罪を犯した中度・軽度の障害者を受け入れる施設の経済的負担をいかに減らすかが重要になる。

○ 支援が福祉につながる者に限定されている。

次に注目すべきは療育手帳の取得数である。

厚生労働科学研究では障害者療育手帳の取得条件の緩和を問題提起した。これは酒井グループでのモデル事業を始めとし、矯正施設からの障害者の受け入れに関わった者が、共通してあげた課題点であった。

しかし、調査結果によれば、受け入れ時に限っても、87.5% が療育手帳を取得している。

相談を寄せてきた人のトップは「福祉事業所等」の 114 件であった。ここから分かるのは、福祉施設への橋渡しが行われるのは、「福祉へのパスポート」である療育手帳を所持した人が中心になっているという現状である。

平成 18 年の新受刑者 33,032 名の内、知的障害者の領域とされる IQ69 以下の受刑者は 7,563 名いる（『矯正統計年報 平成 18 年度』法務省）。このような福祉の網にかからない人へ、如何に支援を行うかが、改めて課題点となる。

○ 受け入れる施設が入所施設に固まっている

事業区分別集計によれば、受け入れた施設としては「入所更生施設」が 38.5% と最も多く、つづいて「入所授産施設」の 12.8%、「通所授産施設」の 10.6% となっている。一般就労へつながる「就労移行支援（一般型）」は 5%、「就労継続支援（A 型）」は 0.6%、「就労継続支援（B 型）」は 4.5% にとどまっている。

64.6% である 124 事例が「受け入れ先の福祉施設等を利用中」という「現在の状況」の結果と合わせて考えると、一旦受け入れたものの、地域移行になかなかスムーズに繋がらず、入所施設にとどまっていると言える。

○ 自宅での待機者が多い

また、この調査では、触法行為を行う障害者を自宅を抱える家族が多いということも明らかになった。

「受け入れられなかった人のその後」では「自宅」「親戚宅」と答えた者が 19 件（15.6%）あげられている。「相談を寄せてきた人」でも「家族／本人」は 26.5% いる。さらに、「受け入れに障壁となった事項」として、「契約の問題（契約になじまない）」が 10.2%、「本人または家族の同意」が 10.5% 選択されている。

以上から、触法行為を行う障害者を自宅を抱え、福祉施設に相談にゆくものの、本人の同意にもとづく契約のため、契約を結べず自宅に舞い戻るといふ家族の姿が浮びあがる。

政策提言では「措置制度の弾力的活用」をあげているが、受け入れる施設だけの問題にとどまらない、障害者を抱える家族への支援までを視野に入れた展開が必要になってくる。

○ どうしたら良いか分からない現状

一方施設側で「受け入れやすくするために必要な事」として、「専門職の配置がされる」（18.5%）と「法務省との連携強化による新規事業の立ち上げ」（18.0%）が、それぞれ 1

位と2位にあげられている。ただし「専門職」の具体的な職種や、新規事業の内容までは書かれていない。

受け入れた147施設の内、支援プログラムがあると回答したのが、3分の1である48施設という結果を見ると、上位にあがったこれらは具体的な要求というよりは、どうしたらよいのか分からない現状に対する悲鳴として読み取れる。

平成20年度は福祉の現場と矯正施設をつなぐ「社会生活支援センター」（仮称）が設立される。それと共に、支援プログラムの調査を行うことによって、孤立している福祉の現場の最低限の指針となる何らかのプログラムを提示できればと考えている。

○その他

厚生労働科学研究が開始された平成18年度から受け入れの相談件数に増加傾向が見える。罪を犯した障害者への関心が強まったことや、障害者自立支援法が施行され地域移行が叫ばれるようになったことで、この問題が改めて表面化してきたことが背景にあると考えられる。

E. 結論

○モデル的实践から考察した現行制度の見直しと法整備の必要性について

療育手帳を受刑中に申請することが出来れば、出所後の福祉サービスが間を置かずスムーズに受けることが出来る。身寄りがなく、比較的年齢が高い人になると、現在の取得要件では療育手帳を申請することさえ出来ない。再犯を防ぎ、本人が安定して生活するためには療育手帳が必要であり、取得要件、交付基準の緩和が望まれる。

また、実際に罪を犯した障がい者の方を受け入れている施設においては、再犯を防ぐために多大なマンパワーが必要である。

しかし、現状は、受け入れに際して必要な福祉サービスと提供できる福祉サービスには差がある。特に夜間、休日を支える生活系サービス事業の給付額については見直しを求めたい。

また、契約になじまない状況の場合においては、措置制度の弾力的な運用も必要である。

今回のモデル事業においては、矯正サイド、保護サイドが本人をどうにか福祉につなげたいという強い思いをもって臨まれた。本来であれば個人情報保護の観点から、他の機関への橋渡しの際の情報提供等は難しいのであるが、本人を福祉につなぐことは、環境調整の一環であると捉えていただき、無事橋渡し支援につなぐことが出来た。

このような取り組みから、矯正、保護、福祉が三者一体（補完体制の構築）となって支援をすることで、多くの罪を犯した障がい者を再犯の道から救えるのではないかと強く感じる。その為にも社会生活支援センター（仮称）は、その三者の架け橋として設置が急務と思われる。

別紙1

平成19年度厚生労働科学研究

「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」

全国の障がい者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある障がい者の実態調査

平成19年度の研究課題のうち「全国の障がい者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある障がい者の実態調査」について、アンケート調査を実施した。

1. 調査内容

(1) 調査期間

平成15年4月から平成19年9月の5年間。

(2) 調査対象施設

全国の知的障がい者施設を運営する全2,350法人。NPO法人は全数が把握できないので除外した。回答がよせられた施設の事業区分は以下の通りである。

表1 事業区分別集計

(単位:件数)

		全体					
		相談なし		相談あり			
				受け入れあり		受け入れなし	
訪問サービス	居宅介護	3 (0.2%)	2 (0.1%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	
	重度訪問介護	1 (0.1%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
	行動援護	1 (0.1%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
	児童デイサービス	3 (0.2%)	2 (0.1%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	
	短期入所	12 (0.7%)	10 (0.7%)	2 (0.7%)	1 (0.6%)	1 (0.9%)	
	相談支援	5 (0.3%)	2 (0.1%)	3 (1.0%)	2 (1.1%)	1 (0.9%)	
日中活動の場	療養介護	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
	生活介護	89 (5.5%)	74 (5.5%)	15 (5.2%)	9 (5.0%)	6 (5.6%)	
	自立訓練(機能訓練)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
	自立訓練(生活訓練)	26 (1.6%)	19 (1.4%)	7 (2.4%)	4 (2.2%)	3 (2.8%)	
	就労移行支援(一般型)	55 (3.4%)	40 (3.0%)	15 (5.2%)	9 (5.0%)	6 (5.6%)	
	就労移行支援(資格取得型)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
	就労継続支援(A型)	9 (0.6%)	7 (0.5%)	2 (0.7%)	1 (0.6%)	1 (0.9%)	
就労継続支援(B型)	79 (4.9%)	65 (4.9%)	14 (4.9%)	8 (4.5%)	6 (5.6%)		
住まいの場	共同生活介護	34 (2.1%)	27 (2.0%)	7 (2.4%)	5 (2.8%)	2 (1.9%)	
	施設入所支援	17 (1.0%)	13 (1.0%)	4 (1.4%)	2 (1.1%)	2 (1.9%)	
	共同生活援助	33 (2.0%)	26 (1.9%)	7 (2.4%)	5 (2.8%)	2 (1.9%)	
	宿泊型自立訓練	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	

旧法指定施設 (通所)	更生施設	123 (7.6%)	105 (7.9%)	18 (6.3%)	11 (6.1%)	7 (6.5%)
	療護施設	1 (0.1%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	授産施設	364 (22.4%)	331 (24.8%)	33 (11.5%)	19 (10.6%)	14 (13.0%)
	福祉工場	2 (0.1%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	小規模通所授産施設	32 (2.0%)	31 (2.3%)	1 (0.3%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)
旧法指定施設 (入所)	更生施設	559 (34.5%)	450 (33.7%)	109 (38.0%)	69 (38.5%)	40 (37.0%)
	療護施設	2 (0.1%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	授産施設	81 (5.0%)	51 (3.8%)	30 (10.5%)	23 (12.8%)	7 (6.5%)
	通勤寮	30 (1.8%)	17 (1.3%)	13 (4.5%)	8 (4.5%)	5 (4.6%)
	福祉ホーム	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	小規模作業所	11 (0.7%)	10 (0.7%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)
	地域活動支援センター	13 (0.8%)	13 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	知的障害児施設	23 (1.4%)	21 (1.6%)	2 (0.7%)	2 (1.1%)	0 (0.0%)
	その他	14 (0.9%)	12 (0.9%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	2 (1.9%)
		1622 (100.0%)	1335 (100.0%)	287 (100.0%)	179 (100.0%)	108 (100.0%)

注1 複数選択あり

2. 調査結果

2,350法人の内、1,100法人より回答をいただいた(無記名2事業所含む)。回収率は46.8%。なお、法人全体と事業所別でアンケートに回答した施設が混在しているため、回答数は1355施設になる。以下の数値は両者を混在した数値である。

(1) 相談の有無

矯正施設等(少年院、少年刑務所、刑務所、少年鑑別所、拘置所、警察署、更生保護施設、児童自立支援施設)で入所経験がある人の受け入れの相談を受けたことのある施設は210施設、相談件数は396件。平均相談数は一施設あたり1.8件。最高の相談数は8件であった。

相談を寄せてきた人では「福祉関係」が184件(53.6%)、「本人/家族」が91件(26.5%)と全体の8割を占める。個別では「福祉事務所」が114件(33.2%)と最も多く、続いて「家族」61件(17.8%)「相談支援事業所等」56件(16.3%)の順になる。

年度毎の相談件数、相談件数累計、相談を寄せてきた人の分類は以下の通りである。

表2 年度別相談件数(単位:件数)

性別	件数
平成15年度	56
平成16年度	49
平成17年度	62
平成18年度	92
平成19年度	137

注1「受け入れ相談」がなしと回答したもので、「矯正施設からの受け入れ」がありと回答したものは、「受け入れ相談」ありに回答を統一して集計を行った。

注2「分からない」や「7~8件」、また施設入所中の触法行為は、相談としてカウントしていない施設もあり、正確な数値ではない。

表3 平成15年～平成19年 相談件数総計 (単位:施設数)

件数	施設数	構成比
1	133	(63.3%)
2	38	(18.1%)
3	14	(6.7%)
4	4	(1.9%)
5	9	(4.3%)
6	4	(1.9%)
7	2	(1.0%)
8	2	(1.0%)
9	1	(0.5%)
11	1	(0.5%)
12	1	(0.5%)
不明	1	(0.5%)
	210	(100.0%)

表4 相談を寄せてきた人 (単位:件数)

項目		相談件数			
本人/家族	本人	91	(26.5%)	24	(7.0%)
	家族			61	(17.8%)
	関係者(親族・知人)			3	(0.9%)
	後見人			3	(0.9%)
福祉関係	福祉事務所	184	(53.6%)	114	(33.2%)
	相談支援事業所等			56	(16.3%)
	福祉施設			10	(2.9%)
	ケアマネージャ			4	(1.2%)
行政	児童相談所	23	(6.7%)	8	(2.3%)
	市町村			8	(2.3%)
	民生委員			4	(1.2%)
教育	養護学校	2	(0.6%)	2	(0.9%)
司法	保護司・保護観察所	32	(9.3%)	16	(4.7%)
	司法関係者			5	(1.5%)
	警察			5	(1.5%)
	少年院			5	(1.5%)
	少年鑑別所			1	(0.3%)
病院	病院	6	(1.7%)	6	(1.7%)
その他	施設入所後	5	(1.5%)	2	(0.6%)
	その他			3	(0.9%)
		343	(100.0%)	343	(100.0%)

注1 「その他」は集計者が上記項目に分類した。

(2) 罪を犯した人の受け入れ

相談対象の施設の受け入れに至った件数は 239 名が対象者として報告された。受け入れた施設は 134 法人、147 施設である。ただし、複数回施設を利用しているケースが報告されているので、以下の数値は 248 事例の集計になる。

ア. 受け入れ件数別分布

平均の受け入れ件数は一施設あたり 1.7 事例。最多は 13 事例を受け入れた 1 施設。1 事例を受け入れた施設が全体の 70.7% と最も多かった。

表 5 受け入れ件数別分布 (単位:施設数)

受け入れ件数	施設数	構成比
13	1	(0.7%)
10	1	(0.7%)
8	2	(1.4%)
6	1	(0.7%)
5	1	(0.7%)
4	4	(2.7%)
3	9	(6.1%)
2	24	(16.3%)
1	104	(70.7%)
	147	(100.0%)

イ. 性別

男性は女性の 8.6 倍の事例を受け入れていた。

表 6 性別 (単位:事例)

性別	人数	構成比
男	210	(84.7%)
女	32	(12.9%)
入力なし	6	(2.4%)
	248	(100.0%)

ウ. 受け入れ時の年齢

最年少は 15 歳、最高齢は 66 歳。年代別では全体で「16 歳～20 歳」が 47 事例 (19.0%) と最も多く、男女共に同じく「16 歳～20 歳」が 36 事例 (17.1%)、11 事例 (34.3%) と最も多かった。平均年齢は 32 歳。男性は 29.9 歳、女性は 28.2 歳。

表7 受け入れ時の年齢 (単位:事例)

	全体			
		男	女	回答なし
11歳～15歳	6 (2.4%)	5 (2.4%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)
16歳～20歳	47 (19.0%)	36 (17.1%)	11 (34.3%)	0 (0.0%)
21歳～25歳	36 (14.5%)	31 (14.8%)	5 (15.6%)	0 (0.0%)
26歳～30歳	36 (14.5%)	31 (14.8%)	4 (12.5%)	1 (16.7%)
31歳～35歳	21 (8.5%)	19 (9.0%)	2 (6.3%)	0 (0.0%)
36歳～40歳	26 (10.5%)	25 (11.9%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)
41歳～45歳	17 (6.9%)	15 (7.1%)	2 (6.3%)	0 (0.0%)
46歳～50歳	13 (5.2%)	12 (5.7%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)
51歳～55歳	11 (4.4%)	10 (4.8%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)
56歳～60歳	9 (3.6%)	7 (3.3%)	2 (6.3%)	0 (0.0%)
61歳～65歳	3 (1.2%)	3 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
不明	23 (9.3%)	16 (7.6%)	2 (6.3%)	5 (83.3%)
	248 (100.0%)	210 (100.0%)	32 (100.0%)	6 (100.0%)

エ. 受け入れ期間

受け入れ期間では「1年未満」が101件(40.7%)と最も多かった。最長は1985(昭和63年)から現在まで入所している19年5ヶ月の事例。短期入所を利用して受け入れているのは21事例あった。現在も120事例が引き続き施設利用中である。

表8 受け入れ期間 (単位:事例)

	全体			
		男	女	回答なし
1年未満	101 (40.7%)	86 (2.4%)	14 (43.8%)	1 (16.7%)
1年～2年未満	32 (12.9%)	27 (17.1%)	5 (15.6%)	0 (0.0%)
2年～3年未満	33 (13.3%)	29 (14.8%)	4 (12.5%)	0 (0.0%)
3年～4年未満	29 (11.7%)	26 (14.8%)	3 (9.4%)	0 (16.7%)
4年～5年未満	22 (8.9%)	19 (9.0%)	3 (9.4%)	0 (0.0%)
5年～6年未満	6 (2.4%)	5 (11.9%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)
6年～7年未満	1 (0.4%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
7年～8年未満	3 (1.2%)	3 (5.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
8年～9年未満	1 (0.4%)	1 (4.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
9年～10年未満	0 (0.0%)	0 (3.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10年～11年未満	2 (0.8%)	2 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
11年以上	2 (0.8%)	1 (7.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
不明	16 (6.5%)	10 (4.8%)	1 (3.1%)	6 (83.3%)
	248 (100.0%)	210 (100.0%)	32 (100.0%)	6 (100.0%)

オ. 受け入れ依頼施設別集計

罪を犯した障がい者の受け入れ依頼施設等は、「警察署」の63件(23.4%)がもっとも多い割合を占めており、次いで「刑務所」の61件(22.7%)「少年院」32件(11.9%)の順になる。その他、施設利用中の触法行為が16件(5.9%)あった。

表 9 受け入れ依頼施設別集計 (単位:事例)

	全体							
			男		女		回答なし	
少年院	32	(11.9%)	31	(13.5%)	1	(2.9%)	0	(0.0%)
少年刑務所	5	(1.9%)	5	(2.2%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
刑務所	61	(22.7%)	56	(24.5%)	5	(14.7%)	0	(0.0%)
少年鑑別所	4	(1.5%)	3	(1.3%)	1	(2.9%)	0	(0.0%)
拘留所	27	(10.0%)	25	(10.9%)	2	(5.9%)	0	(0.0%)
警察署	63	(23.4%)	51	(22.3%)	11	(32.4%)	1	(16.7%)
更生保護施設	3	(1.1%)	2	(0.9%)	1	(2.9%)	0	(0.0%)
児童自立支援施設	22	(8.2%)	16	(7.0%)	6	(17.6%)	0	(0.0%)
施設利用中	16	(5.9%)	14	(6.1%)	2	(5.9%)	0	(0.0%)
他施設	7	(2.6%)	5	(2.2%)	2	(5.9%)	0	(0.0%)
不明	29	(10.8%)	21	(9.2%)	3	(8.8%)	5	(83.3%)
	269	(100.0%)	229	(100.0%)	34	(100.0%)	6	(100.0%)

カ. 罪名別集計

全体で 38.9%の者が「窃盗」の 126 事例で、最も大きい割合を占めており、次いで「放火」22 事例 (6.2%) 「傷害」20 事例 (6.2%) 「わいせつ」19 事例 (5.9%) となる。「未遂」や逮捕されていないが「窃盗 (万引き)」「住宅侵入」といった犯罪行為が記載されている事例も多かった。

罪名が確定している矯正施設 (刑務所、少年刑務所、少年) に限定した集計でも、同じく「窃盗」が 52 事例 (46.4%) と最も多く、「放火」8 事例 (7.1%) 「強盗」6 事例 (5.4%) と続いている。

表 10 罪名別集計 (単位数:事例)

	全体							
			男		女		回答なし	
窃盗	126	(38.9%)	115	(40.6%)	10	(28.6%)	1	(16.7%)
詐欺	5	(1.5%)	3	(1.1%)	2	(5.7%)	0	(0.0%)
放火	22	(6.8%)	16	(5.7%)	6	(17.1%)	0	(0.0%)
住居侵入	12	(3.7%)	12	(4.2%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
器物破損	15	(4.6%)	15	(5.3%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
覚醒剤取締法違反	6	(1.9%)	5	(1.8%)	1	(2.9%)	0	(0.0%)
殺人	4	(1.2%)	4	(1.4%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
強盗	3	(0.9%)	3	(1.1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
傷害	20	(6.2%)	19	(6.7%)	1	(2.9%)	0	(0.0%)
暴行	16	(4.9%)	16	(5.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
わいせつ	19	(5.9%)	19	(6.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
強姦	1	(0.3%)	1	(0.4%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
恐喝	2	(0.6%)	2	(0.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
その他	51	(15.7%)	36	(12.7%)	15	(42.9%)	0	(0.0%)
不明	22	(6.8%)	17	(6.0%)	0	(0.0%)	5	(83.3%)
	269	(100.0%)	229	(100.0%)	35	(100.0%)	6	(100.0%)

キ. 刑期別集計

一事例について過去入所した複数施設を回答しているものがあり、「刑期」「執行猶予」「仮釈放」「満期出所」については、それらを統合した数値となる。

刑期では最長で8年2ヶ月。

表 11 刑期別集計 (単位:事例)

	全体			
		男	女	回答なし
回答なし	154 (57.2%)	127 (55.6%)	21 (61.8%)	6 (100.0%)
1年未満	20 (7.4%)	15 (6.6%)	6 (17.6%)	0 (0.0%)
1年～2年未満	48 (17.8%)	45 (19.7%)	3 (8.8%)	0 (0.0%)
2年～3年未満	20 (7.4%)	18 (7.9%)	2 (5.9%)	0 (0.0%)
3年～4年未満	15 (5.6%)	13 (5.7%)	2 (5.9%)	0 (0.0%)
4年～5年未満	4 (1.5%)	4 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
5年～6年未満	5 (1.9%)	5 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
6年～7年未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
7年～8年未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
8年～9年未満	2 (0.7%)	2 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
9年～10年未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10年以上	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	269 (100.0%)	229 (100.0%)	34 (100.0%)	6 (100.0%)

ク. 受け入れ時の執行猶予

表 12 執行猶予の有無 (単位:事例)

		全体			
			男	女	回答なし
あり		36 (13.4%)	30 (13.1%)	6 (17.6%)	0 (0.0%)
	3年	10 (3.7%)	9 (3.9%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)
	4年	4 (1.5%)	3 (1.3%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)
	5年	2 (0.7%)	2 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
なし		160 (59.5%)	136 (59.4%)	23 (67.6%)	1 (16.7%)
不明		57 (21.2%)	49 (21.4%)	3 (8.8%)	5 (83.3%)
		269 (100.0%)	229 (100.0%)	34 (100.0%)	6 (100.0%)

ケ. 受け入れ時の仮釈放／満期出所／保護観察の有無

248 事例の受け入れの内、仮釈放での受け入れは 18 事例 (6.7%)、満期出所での受け入れは 62 事例 (23.0%)、保護観察での受け入れは 69 事例 (25.7%) であった。

表 13 仮釈放の有無 (単位:事例)

	全体			
		男	女	回答なし
あり	18 (6.7%)	12 (5.2%)	6 (17.6%)	0 (0.0%)
なし	194 (72.1%)	168 (73.4%)	25 (73.5%)	1 (16.7%)
不明	57 (21.2%)	49 (21.4%)	3 (8.8%)	5 (83.3%)
	269 (100.0%)	229 (100.0%)	34 (100.0%)	6 (100.0%)

表 14 満期釈放の有無 (単位:事例)

	全体			
		男	女	回答なし
あり	62 (23.0%)	59 (25.8%)	3 (8.8%)	0 (0.0%)
なし	153 (56.9%)	124 (54.1%)	28 (82.4%)	1 (16.7%)
不明	54 (20.1%)	46 (20.1%)	3 (8.8%)	5 (83.3%)
	269 (100.0%)	229 (100.0%)	34 (100.0%)	6 (100.0%)

表 15 保護観察の有無 (単位:事例)

	全体			
		男	女	回答なし
あり	69 (25.7%)	57 (24.9%)	12 (35.3%)	0 (0.0%)
なし	146 (54.3%)	127 (55.5%)	19 (55.9%)	0 (0.0%)
不明	54 (20.1%)	45 (19.7%)	3 (8.8%)	6 (100.0%)
	269 (100.0%)	228 (100.0%)	34 (100.0%)	6 (100.0%)

コ. 受け入れ時の療育手帳の有無

療育手帳の級数は都道府県によって区切りも区分も違っているため、「A～B」と「1～4度」に分けて集計した。「1～4度」の療育手帳区分を採用しているのは東京都及び名古屋市。発達障害を示す「C」の区分を設けているのは、茨城県、埼玉県、愛知県である。

全体の 87.5%にあたる 217 事例が療育手帳を取得しており、療育手帳を所持していないのは 11 事例 (4.4%) であった。

等級別では、軽度の障害を示す「A」が 13 事例 (5.2%) 「4度」が 18 事例 (7.3%)、中度の障害を示す「B」が 172 事例 (69.2%) 「3度」が 2 事例 (0.8%) であり、障害の程度が中度と軽度であることが分かる。

表 16 受け入れ時の療育手帳の有無（単位：事例）

	全体				
			男	女	回答なし
あり	217	(87.5%)	189 (90.0%)	27 (84.4%)	1 (16.7%)
なし	11	(4.4%)	7 (3.3%)	4 (12.5%)	0 (0.0%)
不明	20	(8.1%)	14 (6.7%)	1 (3.1%)	5 (83.3%)
	248	(100.0%)	210 (100.0%)	32 (100.0%)	6 (100.0%)

表 17 受け入れ時の療育手帳の等級

		全体				
				男	女	回答なし
あり		5	(2.0%)	4 (1.9%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)
	A	13	(5.2%)	10 (4.8%)	3 (9.4%)	0 (0.0%)
	B	172	(69.4%)	153 (72.9%)	18 (56.3%)	1 (16.7%)
	C	6	(2.4%)	5 (2.4%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)
	1度	0	(0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	2度	1	(0.4%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	3度	2	(0.8%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	4度	18	(7.3%)	14 (6.7%)	4 (12.5%)	0 (0.0%)
なし		11	(4.4%)	7 (3.3%)	4 (12.5%)	0 (0.0%)
不明		20	(8.1%)	14 (6.7%)	1 (3.1%)	5 (83.3%)
		248	(100.0%)	210 (100.0%)	32 (100.0%)	6 (100.0%)

サ. 受け入れ後の療育手帳の有無

施設に受け入れ後、療育手帳を取得したのは3事例ある。

表 18 療育手帳の有無（単位数：事例）

	全体				
			男	女	回答なし
あり	220	(88.7%)	190 (90.5%)	29 (90.6%)	1 (16.7%)
なし	9	(3.6%)	7 (3.3%)	2 (6.3%)	0 (0.0%)
不明	19	(7.7%)	13 (6.2%)	1 (3.1%)	5 (83.3%)
	248	(100.0%)	210 (100.0%)	32 (100.0%)	6 (100.0%)

表 19 療育手帳の有無 (単位数:事例)

		全体			
			男	女	回答なし
あり		99 (39.9%)	78 (37.1%)	20 (62.5%)	1 (16.7%)
	A-1	1 (0.4%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	A-2a	4 (1.6%)	3 (1.4%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)
	A-2b	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	A-3	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	B-1	59 (23.8%)	54 (25.7%)	5 (15.6%)	0 (0.0%)
	B-2	57 (23.0%)	54 (25.7%)	3 (9.4%)	0 (0.0%)
なし		9 (3.6%)	7 (3.3%)	2 (6.3%)	0 (0.0%)
不明		19 (7.7%)	13 (6.2%)	1 (3.1%)	5 (83.3%)
		248 (100.0%)	210 (100.0%)	32 (100.0%)	6 (100.0%)

シ. 受け入れ時の障害程度区分

障害者自立支援法に移行し、同法が定める障害程度区分を採用している施設と、新法に移行している施設が混在しているため、旧法と新法に分けて区分を行った。

軽度の知的障害を示す「区分 1 (新法)」は 11 事例 (4.4%)、「区分 2 (新法)」は 20 事例 (8.1%)、「C (旧法)」は 20 事例 (8.1%) であり、中度の知的障害を示す「区分 3 (新法)」は 29 事例 (11.7%)、「区分 4 (新法)」は 18 事例 (7.3%)「B (旧法)」は 27 事例 (10.9%) であった。

表 20 受け入れ時の障害程度区分 (単位数:事例)

		全体			
			男	女	回答なし
新法	区分 1	11 (4.4%)	11 (5.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	区分 2	20 (8.1%)	19 (9.0%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)
	区分 3	29 (11.7%)	25 (11.9%)	4 (12.5%)	0 (0.0%)
	区分 4	18 (7.3%)	16 (7.6%)	2 (6.3%)	0 (0.0%)
	区分 5	6 (2.4%)	4 (1.9%)	2 (6.3%)	0 (0.0%)
	区分 6	2 (0.8%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
なし		1 (0.4%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
なし	A	20 (8.1%)	16 (7.6%)	4 (12.5%)	0 (0.0%)
	B	27 (10.9%)	21 (10.0%)	6 (18.8%)	0 (0.0%)
	C	20 (8.1%)	17 (8.1%)	3 (9.4%)	0 (0.0%)
なし		13 (5.2%)	12 (5.7%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)
不明		81 (32.7%)	66 (31.4%)	9 (28.1%)	6 (100.0%)
		248 (100.0%)	210 (100.0%)	32 (100.0%)	6 (100.0%)

ス. 現在の障害基礎年金の有無

全体の 63.4%にあたる 159 事例が障害基礎年金を取得しており、障害者基礎年金を所得していないのは 44 事例 (17.7%) であった。ただし、障害者基礎年金を取得できない 20 歳未満を除くと、8.0%にあたる 20 名 (男性 19 名、女性 1 名) が障害者基礎年金を取得していなかった。

表 21 障害基礎年金の有無

	全体			
		男	女	回答なし
あり	2 (0.8%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1 級	17 (6.9%)	15 (7.1%)	2 (6.3%)	0 (0.0%)
2 級	140 (56.5%)	122 (58.1%)	17 (53.1%)	1 (16.7%)
なし	44 (17.7%)	35 (16.7%)	9 (28.1%)	0 (0.0%)
不明	40 (16.1%)	34 (16.2%)	1 (3.1%)	5 (83.3%)
その他	5 (2.0%)	2 (1.0%)	3 (9.4%)	0 (0.0%)
	248 (100.0%)	210 (100.0%)	32 (100.0%)	6 (100.0%)

セ. 加算の有無

加算は神奈川県内の3施設についている「特別処遇加算」のみであった。この加算は神奈川県横浜市の「横浜市民間障害者施設運営費助成事業実施要綱」（平成15年3月）の第8条及び第9条に規定されている「特別処遇費助成事業」の一つとして設けられている。対象者は、家宅侵入、暴行、器物破損、窃盗、放火、痴漢、売春などの触法行為を起こし、再び起こす恐れの高い者が、知的障害者施設（入所又は通所）を利用し、早期に自立した地域生活に移行することを目的に対象者へ支援を行った場合に、その経費を助成する事業である。

表 22 加算の有無（単位数：事業所数）

	全体			
		男	女	回答なし
あり	3 (1.2%)	2 (1.0%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)
なし	210 (84.7%)	181 (86.2%)	28 (87.5%)	1 (16.7%)
不明	35 (14.1%)	27 (12.9%)	3 (9.4%)	5 (83.3%)
	248 (100.0%)	210 (100.0%)	32 (100.0%)	6 (100.0%)

ソ. 現在の状況

表 23 現在の状況（単位数：事業所数）

	件数	構成比
受け入れ先の福祉施設等利用	124	(64.6%)
中		
再犯	7	(3.6%)
他法人利用	13	(6.8%)
たまに支援を受ける	7	(3.6%)
自宅・アパート	17	(8.9%)
精神科入院	9	(4.7%)
死亡	3	(1.6%)
どれにもあてはまらない	3	(1.6%)
不明	9	(4.7%)

(3) 意見等

ア. 支援プログラムの有無

受け入れの相談が寄せられた施設の内、「支援計画あり」という回答は 48 施設あった。多かったものとしては、「個別支援計画・プログラム作成」の 9 件、「カウンセリング（対話・作文含）」が 8 件、「個別の見守り支援」が 7 件の順である。利用者を受け入れてからプログラムを作成する法人が多い中で、段階を踏んだプログラムを確立しているという回答を寄せた施設が 1 施設あった。

表 24 支援プログラムの種類（単位数:件数）

	件数
カウンセリング(対話・作文含)	8
個別支援計画・プログラム作成	9
ケース会議・ケア会議(施設外関係者との会議を含む)	6
生活習慣の確立	6
保護観察との連携	5
個別の見守り支援	7
信頼関係構築	2
利用者支援援助	3
医療との連携	2
成年後見制度利用	2
就労同行	2
個室対応	2
その他	14

イ. 受け入れで障壁となった事項

回答者は相談者を受け入れた 147 施設。

受け入れで障壁となった事として、多かったのは「個人情報の不足」で 69 件 (23.4%)、次いで「経済補償（障害基礎年金、生活保護の手立て）」が 52 件 (17.6%)、「契約の問題（契約になじまない）」が 30 件 (10.2%) となる。

表 25 受け入れで障壁となった事項（単位数:件数）

	件数									
			相談なし	相談あり						
				受け入れあり		受け入れなし				
療育手帳の取得	13	(4.4%)	0	(0.0%)	13	(4.5%)	12	(4.2%)	2	(9.1%)
援護の実施市町村の決定	13	(4.4%)	0	(0.0)	13	(4.5%)	12	(4.2%)	3	(13.6%)
経済保障(障害基礎年金、生活保護の手立て)	52	(17.6%)	0	(0.0%)	52	(17.9%)	50	(17.5%)	4	(18.2%)
契約の問題(契約になじまない)	30	(10.2%)	1	(20.0%)	29	(10.0%)	30	(10.5%)	1	(4.5%)
サービス利用調整システムの問題	25	(8.5%)	1	(20.0%)	24	(8.3%)	24	(8.4%)	3	(13.6%)

本人または家族の同意	31 (10.5%)	1 (20.0%)	30 (10.3%)	29 (10.1%)	1 (4.5%)
個人情報の不足	69 (23.4%)	0 (0.0%)	69 (23.8%)	68 (23.8%)	5 (22.7%)
後見人の問題	22 (7.5%)	1 (20.0%)	21 (7.2%)	22 (7.7%)	2 (9.1%)
その他	40 (13.6%)	1 (20.0%)	39 (13.4%)	39 (13.6%)	1 (4.5%)
	295 (100.0%)	5 (100.0%)	290 (100.0%)	286 (100.0%)	22 (100.0%)

ウ. 施設に受け入れてみて困難な事項

回答者は相談者を受け入れた 147 法人。

「手がかかる」が 64 件(15.3%)で最も多く、次いで「施設利用中の再犯」の 49 件(11.8%)、「再犯防止プログラムの未整備」の 44 件(10.6%)、「他利用者等への人権侵害」の 42 件(10.1%)となる。

表 26 施設に受け入れてみて困難な事項 (単位数:件数)

	全体			
			相談なし	相談あり/ 受け入れあり
障害認定区分が低い(実際の支援の量と比較)	40 (9.6%)	0 (0.0%)	40 (9.7%)	
専門職の配置が無い(職員不足)	41 (9.8%)	0 (0.0%)	41 (10.0%)	
他利用者等への人権侵害	42 (10.1%)	0 (0.0%)	42 (10.2%)	
手がかかる(職員の精神的、体力的負担)	64 (15.3%)	0 (0.0%)	64 (15.6%)	
将来展望が描けない	36 (8.6%)	0 (0.0%)	36 (8.8%)	
施設利用中の再犯(施設内外)	49 (11.8%)	0 (0.0%)	49 (11.9%)	
個人情報の取扱い	15 (3.6%)	1 (25.0%)	14 (3.4%)	
再犯防止プログラムの未整備	44 (10.6%)	0 (0.0%)	43 (10.5%)	
施設の立地環境と本人の犯罪性とのミスマッチ	12 (2.9%)	0 (0.0%)	11 (2.7%)	
いなくなる	33 (7.9%)	0 (0.0%)	33 (8.0%)	
障害年金年金の受給が困難	7 (1.7%)	0 (0.0%)	7 (1.7%)	
施設職員の理解が無い	9 (2.2%)	1 (25.0%)	8 (1.9%)	
その他	25 (6.0%)	2 (50.0%)	23 (5.6%)	
	417 (100.0%)	4 (100.0%)	411 (100.0%)	

エ. 受け入れられなかった理由

回答者は受け入れの相談があった 210 施設。

「定員がいっぱいであった」が 45 件(19.3%)、次いで「他利用者等への人権侵害の恐れがある」が 34 件(14.6%)、「本人が利用を望まなかった」が 30 件(12.9%)となる。

表 27 受け入れられなかった理由（単位：件数）

	全体									
			相談なし	相談あり						
				受け入れあり		受け入れなし				
療育手帳の取得	3	(1.3%)	1	(12.5%)	2	(0.9%)	2	(2.1%)	0	(0.0%)
罪名(罪の重さ、施設 周辺への影響)	13	(5.6%)	0	(0.0%)	13	(5.8%)	5	(5.3%)	8	(6.1%)
専門職の配置が無い	13	(5.6%)	1	(12.5%)	12	(5.3%)	4	(4.3%)	8	(6.1%)
他利用者等への人権 侵害の恐れがある	34	(14.6%)	1	(12.5%)	33	(14.7%)	14	(14.9%)	19	(14.5%)
援護の実施市町村の 問題	3	(1.3%)	0	(0.0%)	3	(1.3%)	2	(2.1%)	1	(0.8%)
契約の問題(契約にな じまない)	6	(2.6%)	0	(0.0%)	6	(2.7%)	2	(2.1%)	4	(3.1%)
本人が利用を望まなか った	30	(12.9%)	2	(25.0%)	28	(12.4%)	13	(13.8%)	15	(11.5%)
家族が利用を望まなか った	5	(2.1%)	0	(0.0%)	5	(2.2%)	2	(2.1%)	3	(2.3%)
費用負担の問題(障害 基礎年金の未受給等)	4	(1.7%)	0	(0.0%)	4	(1.8%)	2	(2.1%)	2	(1.5%)
後見人の問題	5	(2.1%)	0	(0.0%)	5	(2.2%)	1	(1.1%)	4	(3.1%)
再犯の可能性が高い	16	(6.9%)	0	(0.0%)	16	(7.1%)	7	(7.4%)	9	(6.9%)
満期出所のため法的 拘束力等がない	1	(0.4%)	0	(0.0%)	1	(0.4%)	0	(0.0%)	1	(0.8%)
手がかかる(職員の精 神的、体力的負担)	19	(8.2%)	0	(0.0%)	19	(8.4%)	10	(10.6%)	9	(6.9%)
定員がいっぱいであつた	45	(19.3%)	2	(25.0%)	43	(19.1%)	17	(18.1%)	26	(19.8%)
施設職員の理解が得 られない	5	(2.1%)	0	(0.0%)	5	(2.2%)	2	(2.1%)	3	(2.3%)
その他	31	(13.3%)	1	(12.5%)	30	(13.3%)	11	(11.7%)	19	(14.5%)
	233	(100.0%)	8	(100.0%)	225	(100.0%)	94	(100.0%)	131	(100.0%)

オ. 受け入れられなかった人のその後

回答者は受け入れの相談があつた 210 施設。

全体 107 件の内、半数近い 44.3%が「わからない」と答えているが、回答者の福祉施設が行き先を把握していないという意味で、「行方不明」を意味している訳ではない。行き先を把握しているものでは、「他法人の福祉施設等」の 23 件(18.9%)、「自宅」の 18 件(14.8%)の順になる。

表 28 受け入れられなかった人のその後 (単位: 件数)

項目		
わからない	54	(44.3%)
他法人の福祉施設等	23	(18.9%)
法人内の他の施設	2	(1.6%)
自宅	18	(14.8%)
親戚宅	1	(0.8%)
知人(友人)宅	0	(0.0%)
社員寮	0	(0.0%)
矯正施設等	6	(4.9%)
行方不明	2	(1.6%)
ホームレス	3	(2.5%)
その他	13	(10.7%)
	122	(100.0%)

カ. 受け入れやすくするために必要な事

回答者は全事業所の 1355 施設。

相談者を受け入れた 147 法人で必要な事としては、「法務省との連携強化による新規事業の立ち上げ」が 69 件 (17.8%) と一番多く、「特別加算等の何らかの加算がある」が 67 件 (17.3%)、「専門職の配置がされる」が 56 件 (14.5%) と続く。

全体では「専門職の配置」が 259 件 (18.5%) と最も多く、次いで「法務省との連携強化による新規事業の立ち上げ」が 252 件 (18.0%)、「特別加算等の何らかの加算がある」が 217 件 (15.5%) という順になる。

表 29 受け入れやすくする為に何が必要か

	全体									
			相談なし		相談あり					
					受け入れあり	受け入れなし				
障害認定区分が高く判定される	123	(8.8%)	58	(6.8%)	65	(11.8%)	54	(14.0%)	11	(6.6%)
療育手帳取得要件の緩和	54	(3.9%)	37	(4.4%)	17	(3.1%)	12	(3.1%)	5	(3.0%)
措置入所の弾力的運用が出来る	95	(6.8%)	53	(6.3%)	42	(7.6%)	29	(7.5%)	13	(7.8%)
特別加算等の何らかの加算がある	217	(15.5%)	127	(15.0%)	90	(16.3%)	67	(17.3%)	23	(13.9%)
自治体の積極的関与がある	215	(15.4%)	137	(16.2%)	78	(14.1%)	50	(12.9%)	28	(16.9%)
専門職の配置がされる	259	(18.5%)	171	(20.2%)	88	(15.9%)	56	(14.5%)	32	(19.3%)
仮釈放で保護観察がある	39	(2.8%)	31	(3.7%)	8	(1.4%)	6	(1.6%)	2	(1.2%)
障害基礎年金の受給要件の緩和	69	(4.9%)	50	(5.9%)	19	(3.4%)	14	(3.6%)	5	(3.0%)